

告 示

埼玉県告示第六十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）西川口計画

埼玉県川口市西川口二丁目三十四番三

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社田中コーポレーション 代表取締役 田中紀之

東京都墨田区両国一丁目四番四号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 三枝富博

東京都千代田区二番町八番地八

株式会社島忠 代表取締役 岡野恭明

埼玉県さいたま市中央区上落合八丁目三番三十二号 外一者未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和二年十一月一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

七千二百三十五平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一八九台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二一二台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 二〇六平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 五一立方メートル

へ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前七時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時三十分から午後十時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

令和二年一月二十日

二 縦覧期間

令和二年一月三十一日から令和二年五月三十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年一月三十一日から令和二年五月三十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課